

東京財団「税と社会保障の一体化の研究」プロジェクト

日本型給付つき税額控除 給付付き児童税額控除の提言

主査

森信茂樹(東京財団 上席研究員、中央大学法科大学院教授)

メンバー

阿部彩(国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第二室長)

金今男(財務省財務総合政策研究所客員研究員、韓国企画財政部)

鶴光太郎(経済産業研究所 上席研究員)

八塩裕之(京都産業大学専任講師)

基本的考え方

- 給付付き税額控除には、「児童税額控除」、「勤労税額控除」、「社会保険料負担軽減税額控除」、「消費税逆進性対策税額控除」の4つの類型
- 喫緊の課題である少子化対策を念頭に、子育て家庭への経済支援としての児童税額控除を、児童手当と役割分担しつつ導入
- あわせて所得控除を税額控除に変えることにより所得再分配効果が高まる(低所得者層の負担の軽減)
- 税込中立が原則。財源は扶養控除/配偶者控除の縮小。
- 児童手当は幅広い制度で4半期ごと給付、児童税額控除は、子育て家庭への経済支援策として児童数に応じて年1回給付、とすみ分ける

具体案

- 扶養控除/配偶者控除をそれぞれ20万円縮減する
- 課税所得200万円(妻子2人で給与所得600万円強)以下で、23歳未満の扶養親族をもつ納税者に、扶養親族一人あたり5万円の税額控除を与え、年末調整(自営業者は確定申告)時に税額控除する
- 税額控除しきれない納税者と非納税者については、市町村の児童手当担当部署から給付(還付)を行う

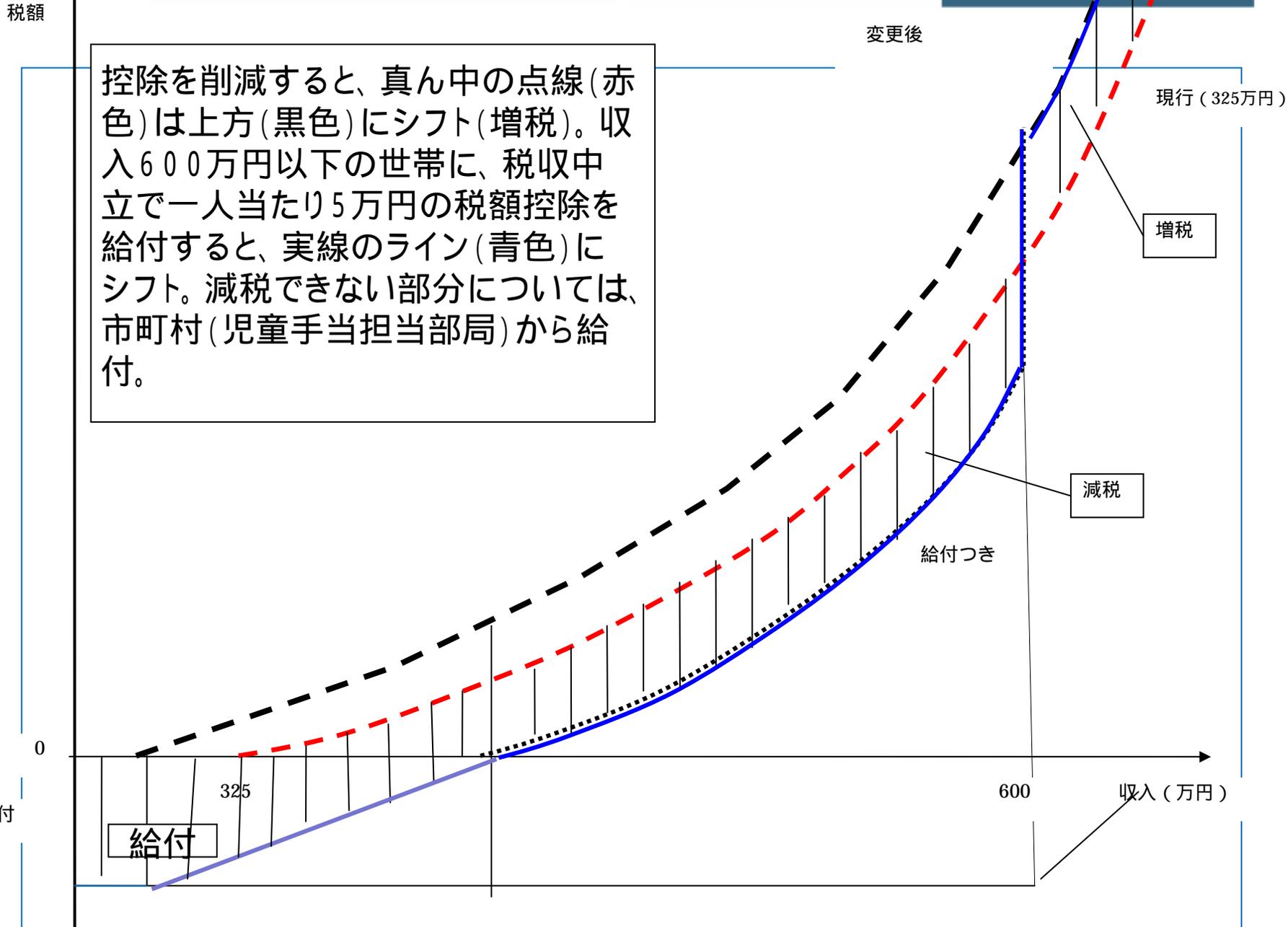
試算

厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成16年)の個票を用いて、所得分布の変化と改革の便益の分布を推計した

コンセプト図(標準世帯)

THE TOKYO FOUNDATION

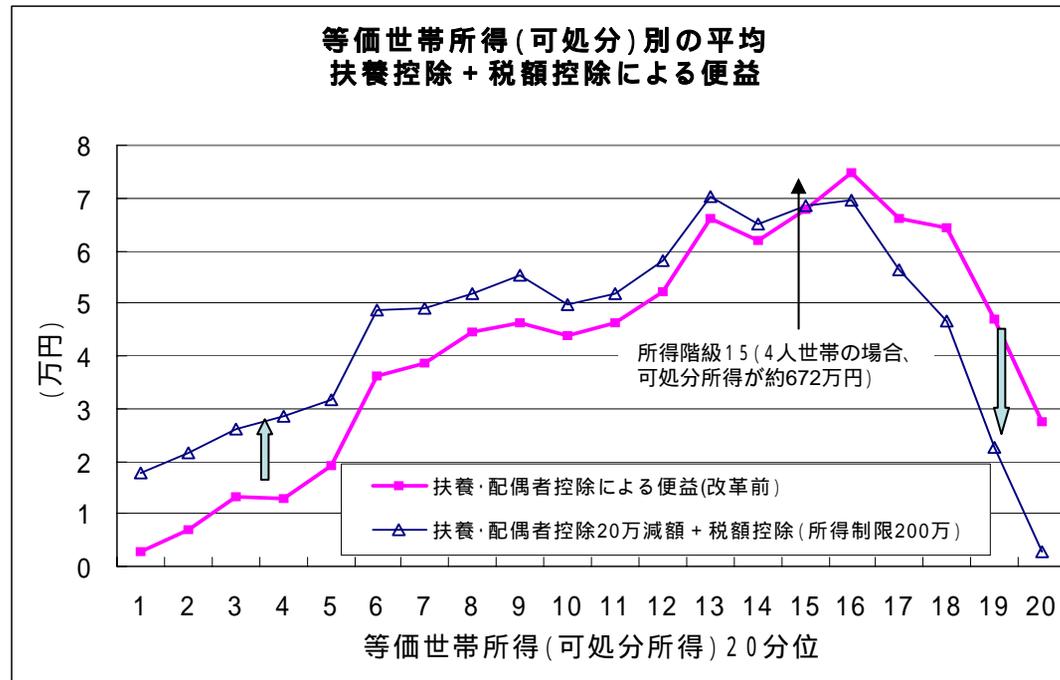
東京財団 政策提言



設計案

- 配偶者控除・扶養控除をそれぞれ20万円削減(38万円から18万円に。特定は63万円から43万円、老人は48万円から28万円に)
- 課税所得200万円(夫婦子2人標準世帯で600万円強の収入)以下で、23歳未満の扶養親族をもつ納税者に、扶養親族数に応じた税額控除。税額控除額が所得税額を上回る場合は還付あり
- 税収中立では、税額控除は該当者1人当たり約5万円

扶養控除・配偶者控除の便益(負担)の変化 (全世帯の平均、所得階級別)

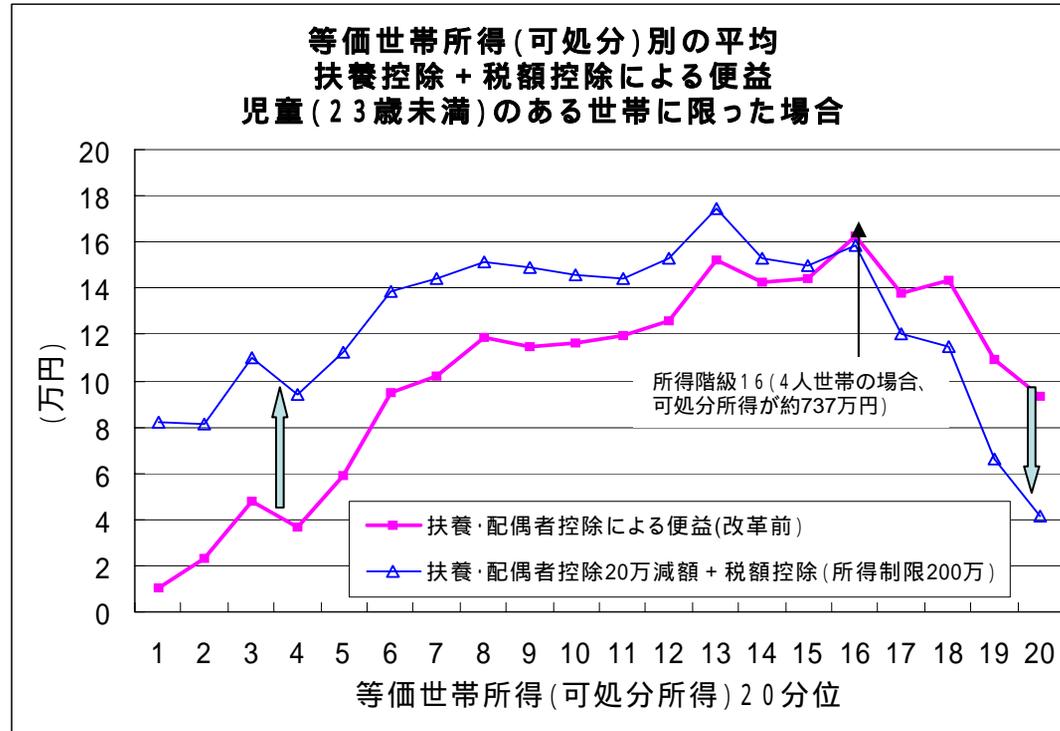


出所:阿部(2008)厚労科研費補助金研究事業「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」

- ・もともと扶養控除・配偶者控除などの所得控除は、(所得階層17まで)逆進的
- ・所得控除を削減し税額控除を与えることにより、低所得層(階層1~15)の便益を増加、高所得層(階層16~20)の便益が減少
- ・全世帯においては、改革により増税になる世帯は32.3%、減税(還付含む)になる世帯は21.5%

以下の図はすべて、出所:阿部(2008)厚労科研費補助金研究事業「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」による

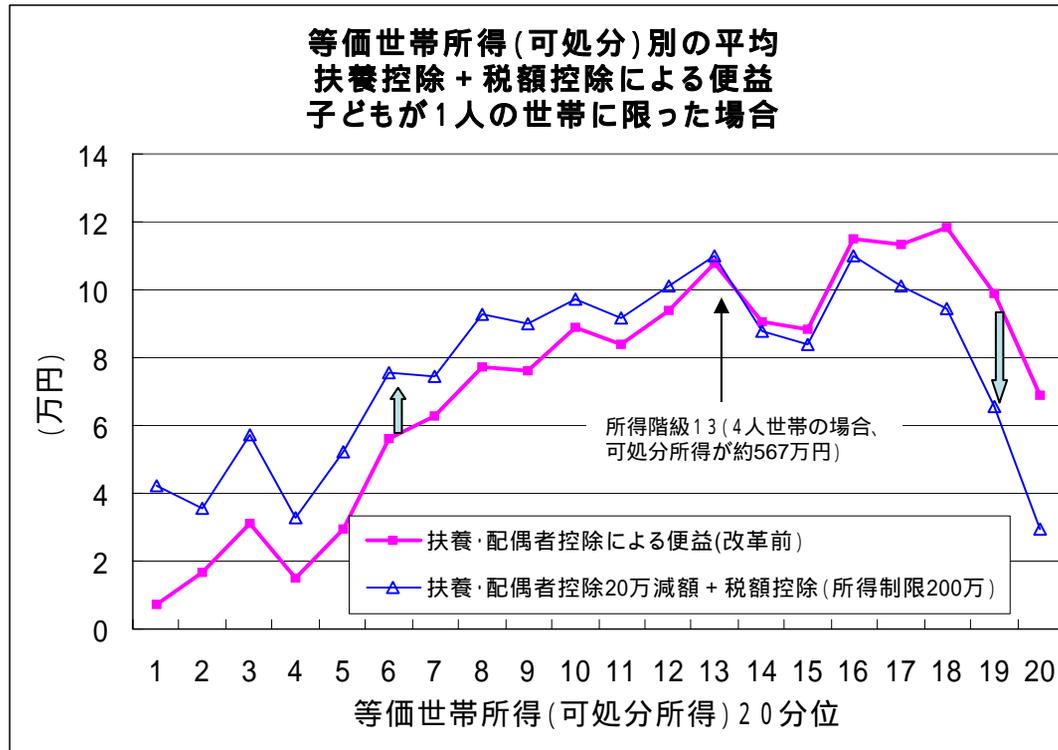
対象を有子世帯に限った場合 (有子世帯の平均、所得階級別)



- ・改革前と改革後の便益の変化が、より明確
- ・所得階層16(夫婦 + 子二人の場合、およその可処分所得740万円)から増税。(所得階層16以上の世帯は有子世帯の25%)

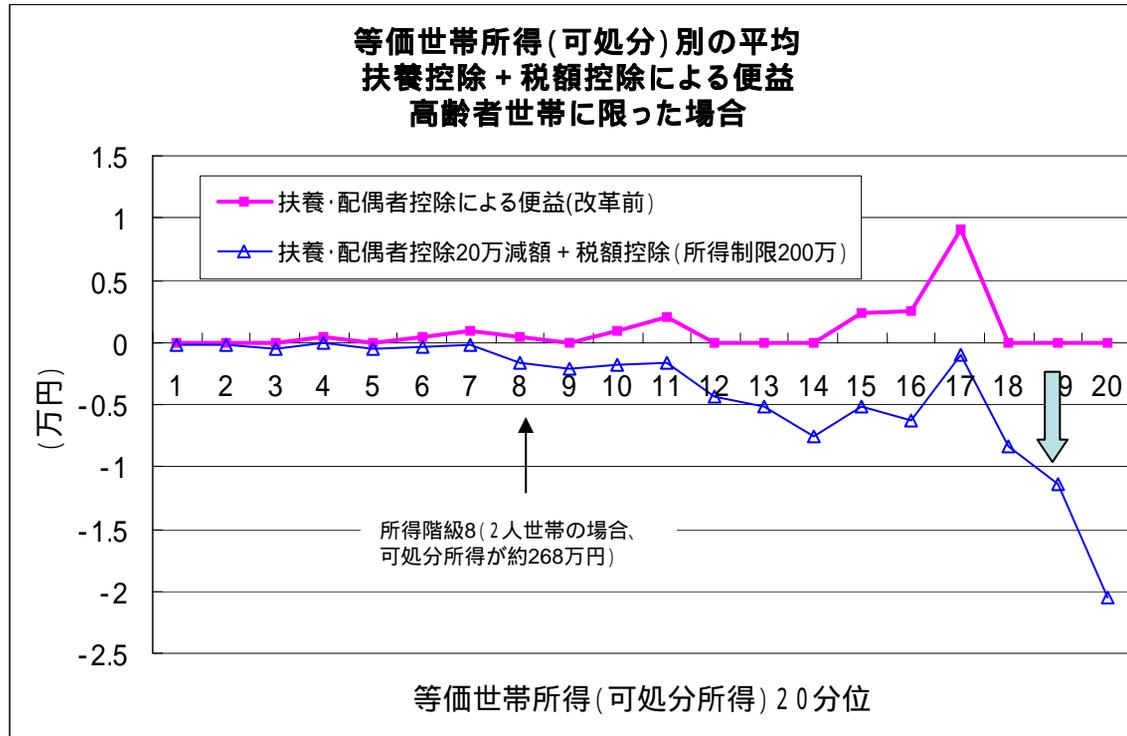
注: 有子世帯は全世帯の1/3ほどなので、有子世帯の中だけでは収支中立ではない

子ども1人世帯の場合



・子どもがいる世帯全体(前スライド)に比べ、便益が少ないが、それでも、低所得層(階層13まで)でも便益がプラス

対象を高齢者世帯に限った場合



・「65歳以上の高齢者と未成年の子のみ」のケースは、ほとんどが高齢者のみなので、改革による便益はない

・所得階層8(二人世帯の場合、およその可処分所得268万円)から負担が増加するが、高齢者世帯の6割は所得階層8以下